



今年度も早いもので残り1か月少々となりました。異動時期が近づき、落ち着かない日をお過ごしの方も多いのではないのでしょうか。慌ただしい毎日ですが、心身の健康に気をつけて頑張りましょう。

## 源泉徴収票の見方

先日配布した『源泉徴収票』の見方についてご説明します。

支払を受ける者		住所又は居所		(受給番号)		(個人番号)		(税番号)		氏名		(フリガナ)	
種別	内	①	額	円	給与控除後の金額	円	②	円	所得	円	③	合計額	円
源泉控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数		税額	
社会		⑤		生命		⑥		地		⑦		住	
内		円		円		円		円		円		円	
(摘要)													
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額		円	
住宅借入金等特別控除の額の内訳		住宅借入金等特別控除の額		控除開始年月日(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除の額		控除開始年月日(2回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)	
(フリガナ)		氏名		区分		配偶者合計		国民年金保険料等の金額		旧長期障害保険料の金額		所得金額調整控除額	
(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)		(フリガナ)	

なるほど！こう見るのか。



①支払金額(「年収」に当たります) 1~12月の給与、手当、ボーナスの合計額から非課税分(通勤手当の非課税分等)を差し引いた金額。

②給与所得控除後の金額 支払金額に応じて定められている必要経費(給与所得控除額)を支払金額から差し引いた額。

③所得控除の額の合計額 「社会保険料等の金額」「生命保険料の控除額」「地震保険料の控除額」「配偶者控除」「配偶者特別控除」「扶養控除」「基礎控除」などの所得控除額の合計額。 「②給与所得控除後の金額」から 「③所得控除の額の合計額」を差し引いたものが課税所得となります。

### ④源泉徴収税額

当該一年間で納めた所得税額。年末調整後の額になっています。

### ⑤社会保険料等の金額

当該一年間で納めた社会保険料の額。「健康保険料」「介護保険料」「厚生年金保険料」「雇用保険料」等があり、給与明細では「共済長期掛金」「共済短期掛金」「介護保険掛金」に該当します。

※ 2段書きになっている場合・・・上段:iDeCoの年間掛金 下段:社会保険料+iDeCoの年間掛金

### ⑥生命保険料の控除額

年末調整で提出された「保険料控除申告書」により計算された控除額。最高12万円です。

### ⑦地震保険料の控除額

年末調整で提出された「保険料控除申告書」により計算された控除額。最高5万円です。

### ⑧住宅借入金等特別控除額

年末調整で提出された「住宅借入金等特別控除申告書」により計算された控除額。

※ 1年目の住宅借入金控除は確定申告が必要です。

### ⑨配偶者の合計所得

年末調整で提出された「配偶者控除等申告書」に記載した金額。

源泉徴収票は、自分の年収や控除された税額が記されている大事な書類です。1年間はずっと保管をお願いします。



# 医療費控除について

病気やケガなどで一定額を超える医療費を支出した場合、確定申告をすることで『医療費控除』を受けることができます。

## 対象となる医療費

医療費控除は、確定申告をする年の1月1日から12月31日までに支払った医療費が対象です。生計を一にする家族の分もまとめて申告することができます。生計が同一であれば同居の要件はありませんので、一人暮らしをしている大学生の子の医療費も控除対象になります。



## 対象となる医療行為

医療や診療に関係する全ての費用が医療費控除の対象となるわけではありません。治療を目的とした医療行為に支払った費用は対象となりますが、診療の理由が自己都合による場合の医療費や、予防を目的とした医療費、直接治療に関係のない場合の費用は対象外となります。主なものは次のとおりです。

医療費控除の対象となる費用	医療費控除の対象とならない費用
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 病院での診療費／治療費／入院費</li><li>○ 医師の処方箋をもとに購入した医薬品の費用</li><li>○ 治療に必要な松葉杖など、医療器具の購入費用</li><li>○ 通院に必要な交通費</li><li>○ 歯の治療費（保険適用外の費用を含む）</li><li>○ 子どもの歯列矯正費用</li><li>○ 治療のためのリハビリ／マッサージ費用</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>● 人間ドックなど健康診断の費用（病気が発見され治療をした場合は対象になる）</li><li>● 美容整形の治療費用</li><li>● 予防注射の費用</li><li>● 漢方薬やビタミン剤の費用</li><li>● マイカー通院のガソリン代や駐車料金</li><li>● 里帰り出産のための実家への交通費</li><li>● 自分の都合で利用したベッド代の差額</li></ul>

## 対象となる金額

実際に支払った医療費の合計額 — **保険金などで補填される金額** — 10万円



生命保険給付などで支給される入院費給付金や、健康保険などで支給される高額医療費、家族療養費、出産育児一時金などを差し引いて計算します。

## 『e-Tax』による確定申告

医療費控除の確定申告は、確定申告書を税務署に提出することでできますが、パソコンやスマホを使ってできる『e-Tax』での申告もおすすめです。

### e-Tax 申告のメリット

- ◎ パソコンやスマホを使い、自宅にいながら確定申告ができる！
- ◎ 医療費控除の明細書を自動で作成してくれる！
- ◎ 還付金の振込が早くなるのが期待できる！



医療費の領収書の代わりに「医療費控除の明細書」を作成しますが、明細書の内容確認のため、税務署から医療費の領収書の提出、または提示を求められる場合があります。そのため、領収書は確定申告期限から5年間は大切に保管しておきましょう。